

## 一般社団法人日本ロボット学会 研究専門委員会運営協議会規程

2023年12月20日理事会制定

第1条 本規程は、本会研究専門委員会規程第2条に関わる研究専門委員会の設置申請に対する事前審議機関として、研究専門委員会運営協議会（以下、研究協議会という）の設置について必要な事項を定めたものである。

（協議会構成）

第2条 研究協議会は、会長が指名する副会長を議長とし、企画広報担当理事2名を幹事とする他、各専門委員会委員長、並びに会長指名の協議員若干名で構成する。

（審議事項）

第3条 研究協議会は、委員会の設置の必要性、重要性の審議並びにそれに基づく運営費交付金の審議、既存の委員会等との重複がないかどうか等を都度メール審議し、審議結果は理事会に速やかに報告する。設置継続、期間の延長、終了の場合も同様とする。

（研究協議会定例会の開催）

第4条 毎年1回研究協議会定例会を開催し、各研究専門委員会の年間活動報告および次年度活動計画を確認する。報告結果は理事会に提出するものとする。開催時期は学術講演会併催とするが、オンライン会議で実施しても良い。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、企画広報理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2023年12月20日より実施する。